

2026.07

江ノロ小学校屋外駐輪場改築工事 特記仕様書

I 工事概要

1. 工事場所

高知市新本町1丁目8番12号

2. 工事種目

【駐輪場棟】 鉄骨造平家建て 延べ面積18.59㎡
駐輪場新設 一式

3. 関連工事等

・電気設備工事 ・機械設備工事 ・ガス設備工事 ・昇降機設備工事 ・植栽工事
○江ノロ小学校プール塗装改修工事（予定工期：令和8年11月頃～）

4. 概成工期

完成期限の（ ）日前（令和 年 月 日）
総合試運転調整 ・実施する ・実施しない

II 建築工事仕様

1. 特記仕様

1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。
3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

2. 適用基準等

図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省（建設）大臣官房官庁営繕部監修の以下による。
※公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）
※公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）
※建築工事標準詳細図（令和4年版）
・敷地調査共通仕様書（令和4年版）
・建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）

3. 「週休2日制工事」の実施について

※対象（ ・選択Ⅰ型 ○選択Ⅱ型 ）
本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制工事」実施要領（営繕工事編）による。
(https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)
・対象外（理由： ）

4. 「猛暑による作業不能日数」の実施について

※対象 ○見込んでいない（理由： ※過去のWBG7値に基づき算定した日数が0日のため ・ ）
○見込んでいる（作業不能日数： ※現場説明書による ・ ）
・対象外（理由： ）

5. 「中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更」について

※適用する（現場説明書による） ・適用しない ・ ）

項 目

特 記 事 項

一般共通事項

1

工事実績情報システム
コリンズへの登録
(請負金額500万円以上)
(受注、変更、完成時)

登録の手続きについては、（一財）日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズ」（1.1.4）
テクリス登録システム利用規約」による。

②

情報共有システム

・適用する ※適用しない
機能要件（ ・ 現場説明書による ・ ）

③

遠隔臨場の実施

・適用する ※適用しない
実施内容（ ・ 現場説明書による ・ ）

4

総合工程表

原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。

5

総合図

工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。

⑥

工事日誌

週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。（1.2.4）
また、工事の経過が明確になる写真を貼付すること。

⑦

工事写真

工事写真は1版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。（A4版台紙）（1.2.4）
撮影方法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（令和5年版）による。
デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。
なお、実施については、国営建設第14号（令和5年3月1日付）「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による。

⑧

下請負者の報告

各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。

9

電気保安技術者

適用する。（1.3.3）

⑩

施工条件

施工日及び施工時間※1.3.5(1)(7)による。（1.3.5）
工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所
※ 仮囲内 ○ 図示（A-09図）（1.3.5）
その他の施工条件
○資機材の搬出入時など、工事関係車両（乗用車も含む）が敷地内を通行する際には、必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行すること
○登下校時間等や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。
○登校時は7：30～8：30を工事関係車両通行禁止とする。

⑪

交通誘導警備員

交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。

配置人員等 ・令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。
・作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。
○監督職員と協議し、適宜配置する。

配置人員の資格
・1名以上1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者（1級又は2級）を配置する工事。
※交通誘導に關し、1名以上／1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。

資格	資 格 要 件	配置人数
1. 2級交通誘導警備員検定合格者（交通誘導警備員A）	交通誘導警備に關して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認められたもの	人
交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等（交通誘導警備員B）	警備業法における指定講習を受講したもの 警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育（警備業法第2条第1項第2号の警備業務）を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上であるもの	5人

なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。
また、警備員等に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出する。

⑫

工事安全計画書

建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。

項 目

特 記 事 項

13

統括安全衛生管理義務者の指名

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第2項に基づき指名をする。（1.3.7）

⑬

発生材の処理

産業廃棄物の運搬、処分等については、（1.3.11）により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。
産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。
自己処分場での処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。（積替・保管についても同様とする）
産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃棄物処理法という）施行令に基づき車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。
また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影（現場搬出時及び処分場到着時）し、随時監督職員に報告する。
廃棄物処理法を遵守し、工期限内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）を終了しなければならない。
また、産業廃棄物管理票（以下マニフェストという）により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出する。
ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期限内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合には、工期限内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。
この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。
なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。
・引渡しを要するもの（ ・ ）
・現場再利用を図るもの（ ・ ）
○再資源化を図るもの（ ※コンクリート ※コンクリート及び鉄から成る建設資材・ ※木材 ※アスファルトコンクリート ）
・特別管理産業廃棄物の処理方法（ ・ ）

⑮

再生資源利用（促進）
計画書及び実施書の提出
(請負金額100万円以上)

再生資源利用（促進）計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム（コプリス・プラス）により作成し、提出は以下による。
a) コプリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ（https://fkplus.jacic.or.jp）より、利用申請等を行うことができる。
b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式1）を、完成資料として監督職員に提出する。
c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式2）を、完成資料として監督職員に提出する。
d) 受注者は再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を工事現場の見やすい場所に掲げること。
e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。

⑰

工事の保険

工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着手のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。

17

契約保証

※金銭的保証方式 ・

⑰

前払金支出割合区分補正

・有 ○無

⑰

証明書
の提出
(グリーン購入法)

「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調達品目の中で木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。
木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。（1.4.2）

20

技能士及び技能資格者

※適用する（○：一級、●：二級）（1.5.2）（1.5.3）

工 事 種 別	技 能 検 定 等 の 作 業 の 種 別
・仮設工事	※●とび作業（又は足場組立作業主任者） ・
・鉄筋工事	※○鉄筋組立て作業
・コンクリート工事	・○コンクリート圧送工事作業 ・○型枠工事作業
・鉄骨工事	※●とび作業
・ブロック・ALCパネル工事	・○コンクリートブロック工事作業 ・（単一）エーエルシーパネル工事作業
・防水工事	・○アスファルト防水工事作業 ・○合成ゴムシート防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○シーリング防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○FRP防水工事作業 ・○塩化ビニル系シート防水工事作業
・石工事	※○石張り作業
・タイル工事	※○タイル張り作業
・木工事	※○大工工事作業
・屋根及びとい工事	・○みわらぶき ・●スレート工事作業 ・○内外装板金作業
・金属工事	・○銅製下地工事作業 ・（単一）金属製バルコニー工事作業
・左官工事	※○左官作業
・建具工事	・○ビニル用サッシ施工作業 ・○木製建具製作 ・○ガラス工事作業
・カーテンウォール工事	※○金属製カーテンウォール工事作業
・塗装工事	※○建築塗装作業
・内装工事	・○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・○壁装作業 ・●カーベット系床仕上げ工事作業 ・○畳製作作業 ・○ボード仕上げ工事作業
・植栽工事	※○造園工事作業
・その他	・一級又は（単一）樹脂接着剤注入作業（エポキシ樹脂注入工事） ・○家具手加工作業

適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類（運転免許証等）の写しを提出する。

21

化学物質の
室内濃度の測定

化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、（1.5.9）
報告書を監督職員に提出する。
ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。
測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。

測定方法
※厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。
測定対象化学物質
※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン
※スチレン ※パラジクロロベンゼン ・
測定箇所（ ）箇所 測定時期 ※完成前 ・着手前
測定対象室（ ）
なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。
1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。
2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。
3 濃度測定が、使用開始後（備品の搬入等を含む）に行われた場合。
本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物（VOC）の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。
また、本工事の施工が原因となつて、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。

項 目

特 記 事 項

22

直接仮設の養生

内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。

⑳

建築材料等

本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。（記載順序は不同）また「評価名簿による」と特記されたものについては、（一社）公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。

県内産資材の優先使用
本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。
注1： 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。
ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたものとする。
注2： 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

㉑

特別な材料の工法

公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。

㉒

風圧力

本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を求める場合の風速（Vo）及び地表面粗土区分は、次の数値とする。
風速（Vo）： ※ 38m/sec ・36m/sec 地表面粗土区分： ※Ⅲ ・

㉓

仕上面の出隅処理

内外部とも仕上出隅で利用者の手の届く範囲は、図示が無くとも原則として全て面取りを施す。
木部（家具を含む） 6mm程度
コンクリート、モルタル部 20mm程度
鉄部、金属部 3mm程度
建具類等、上記により難い場合は、監督職員と協議する。

27

事業損失補償

※現場説明書による。 ・

㉓

完成時の提出図書

・完成図（作成範囲 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・断面図 ・仕上表）（1.7.1）（1.7.2）
・完成図（CADデータの提出 ※する（CD-R等） ・しない）
○保全に関する資料（提出部数 ※2部 ・部）（1.7.3）
上記のほか、使用材料のメーカー名、品番、色（マンセル値等）をCADデータ等で監督職員に提出する。
・工種別下請負者の一覧表
○施工図、施工計画書（1.7.2）
提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

29

完成写真

下表のものを監督職員に提出する。

位 置	分類・規格	撮影枚数	部 数
・各室	手札版（L版）	※2枚 ・枚	※1部 ・部
・外部	キャビネ版	※4枚 ・枚	※1部 ・部
・外部	半切パネル（・木製枠※アルミ枠）	※1枚 ・枚	※1部 ・部
・	スライド		※1部 ・部

カラー・電子データ化（CD-R等）し、すべて提出する。
撮影箇所は監督職員と協議する。
上表のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD-R等にて提出する。
画像形式等 フォーマット：JPEG 画像サイズ：2816×2112ピクセル以上

30

別途設備工事との取合い

施工範囲
・貫通孔、開口部の補強 ※下表 ・図示
・壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※下表 ・図示
・駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ
・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・

壁切込み及び補強

天井切込み及び補強

③

不当要求等への対応

暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害（以下この文において「不当介入」という。）の排除については次による。
a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。
b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。
c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。
d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

32

消防計画

工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。

㉓

工事特性等

受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。
また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。

仮設工事

1

足場その他

本足場を設ける場合は、（2.2.4(2)）によるほか、足場の組立、解体、変更の作業は、（2.2.4）
「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。

②

監督職員事務所

・設ける ※設けない（2.3.1）

3

監督職員の備品等

備品等の設置（2.3.1）

備品等の種類	機 棚	書 棚	黒 板	P C	掛 時 計
数 量	組	台	枚	台	個
備品等の種類	温 度 計	ゴ ム 長 靴	雨 が っ ぱ	保 護 帽	懐 中 電 灯
数 量	個	足	着	個	個
備品等の種類	衣 類 ロ ッ カ ー	冷 暖 房 機 器	消 火 器	湯 沸 器	加 入 電 話 付 風 扇
数 量	人 用	台	個	台	台
備品等の種類	掃 除 具				
数 量	個				

高知市 都市建設部 公共建築課

工 事 名

江ノロ小学校屋外駐輪場改築工事

係

係 長

課長補佐

課 長

図面番号

A-01

図 面 名

特記仕様書（1）

2026.07 縮 尺

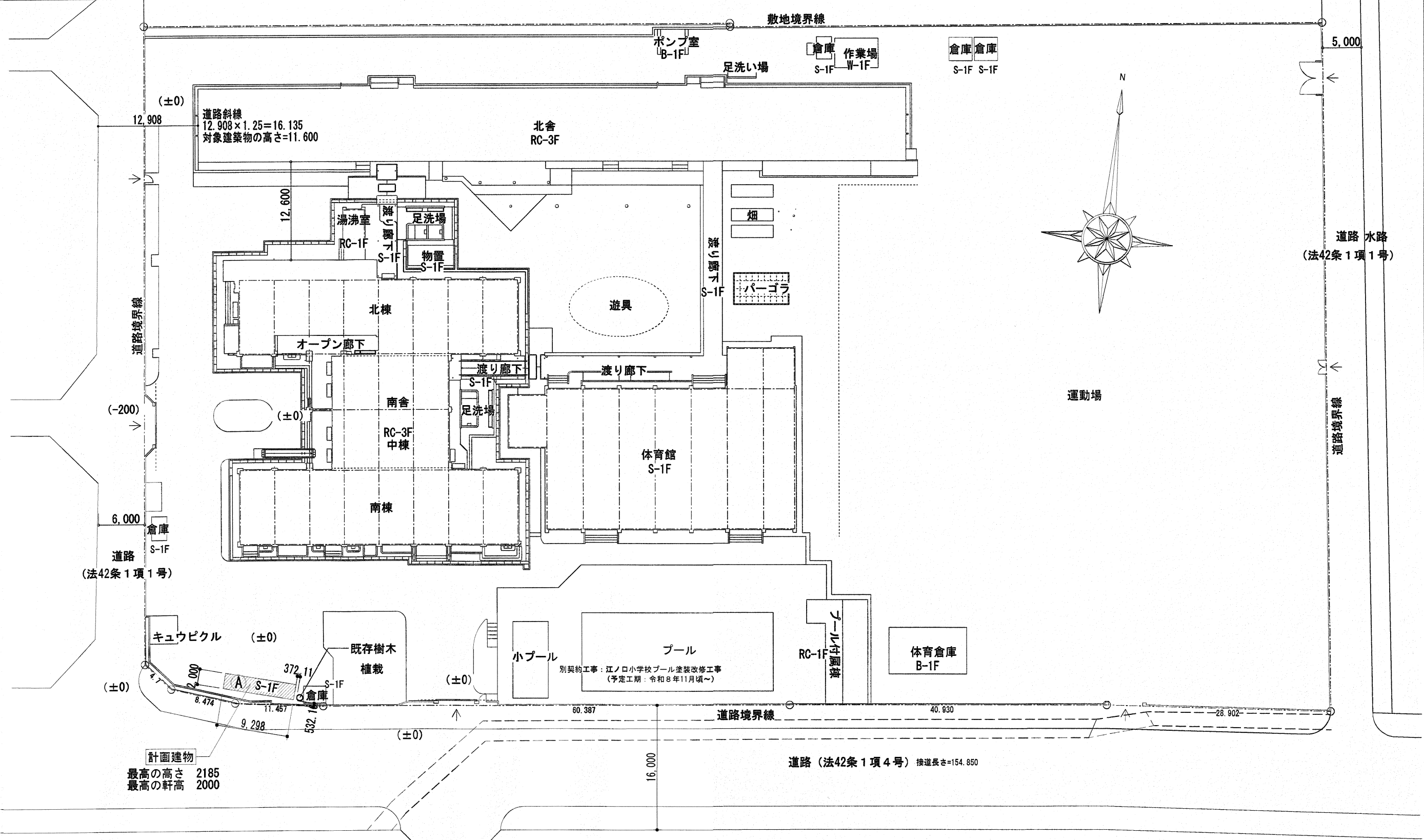
1 /

作 図

年 月 日

[illegible]

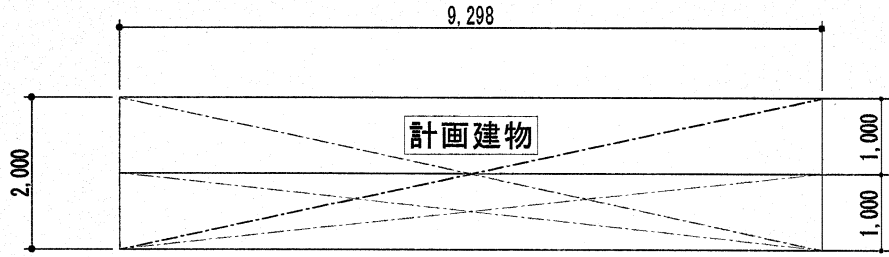
項 目	特 記 事 項
解体工事	
① 解体範囲	※図示(土中解体で図面に記載がない場合は、基礎捨コンクリートまでとする。) ・その他()
② 解体作業注意事項	a) 解体機器は圧砕機を主体とし、騒音及び振動等の発生防止に努める。 b) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、その他の関係法令等によるほか、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再資源化に努めること。 c) 車両の出入りにおいては、道路を泥等で汚さないように留意すること。また、止むを得ず汚した場合は、速やかに清掃すること。 d) 解体作業中は散水等を行い、粉塵等の飛散防止に努め、廃材搬出車両には、飛散防止用のシートを被せて運行すること。 e) 工事作業者の通勤用車両での乗り込みは最小限に留め、全ての工事関係車両は進入路及び敷地内では徐行運転すること。 f) 工事関係車両は、周辺道路での待機及び路上駐車は行わないこと。 g) 施設関係者、通行者、近隣等に危害が及ばぬよう、騒音及び振動、工事関係車両の通行等に注意すること。 h) PCBが含まれる機器類が発見された場合は、監督職員に報告すること。また、そのPCBを含む機器類については、高知市が指示する場所に保管すること。 i) 以上の項目は受注者はもとより下請業者にも、周知徹底させること。
③ 作業時間等	資材、機材の搬入は朝夕の交通ラッシュ時には行わないこと。
4 騒音測定等	解体作業中はデジタル式の(・騒音計 ・振動計)を設置し、記録すること。また、記録したものを報告書として提出すること。なお、関連法令で定める数値を上回った場合は、作業を中止し、監督職員に速やかに報告すること。
5 その他	測定点 ※敷地境界()か所：詳細な位置は監督職員と協議による ・図示 ・その他() ・電灯等は、別途設備工事で撤去することとする。 ・工事現場着手は電気及び機械設備工事の切り替え後とする。



配置図 S=1:500

改修工事概要

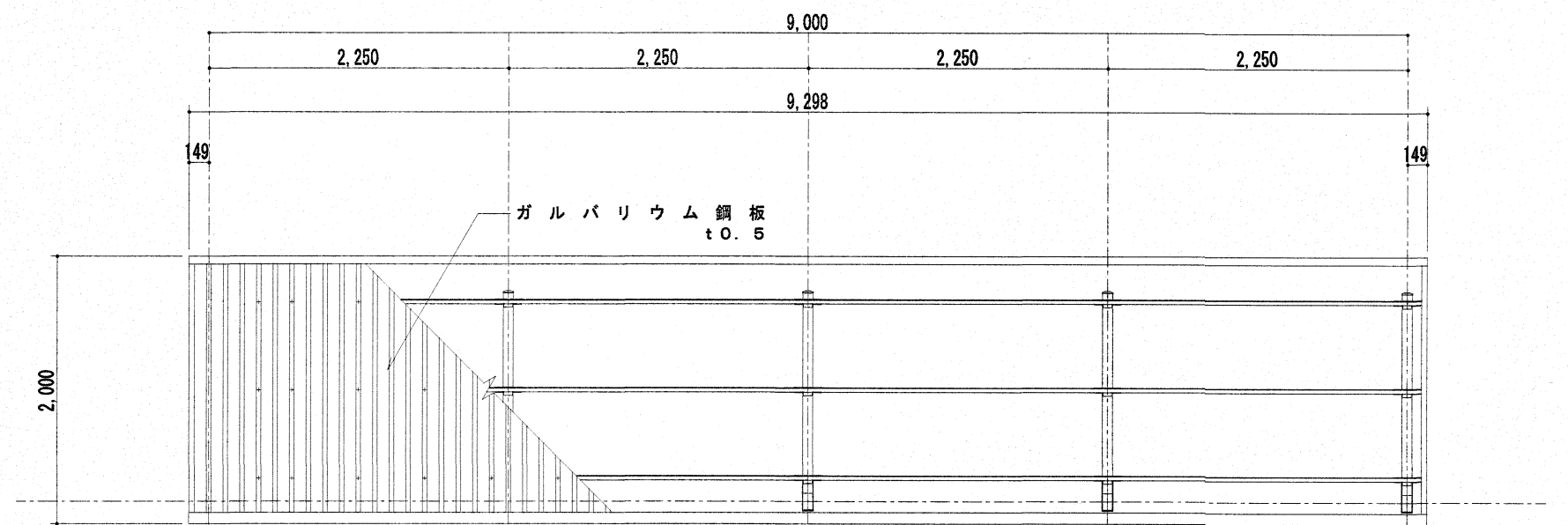
- ・ 既存駐輪場撤去（基礎、土間コンクリート共）
- ・ 駐輪場の新設（基礎、土間コンクリート共）



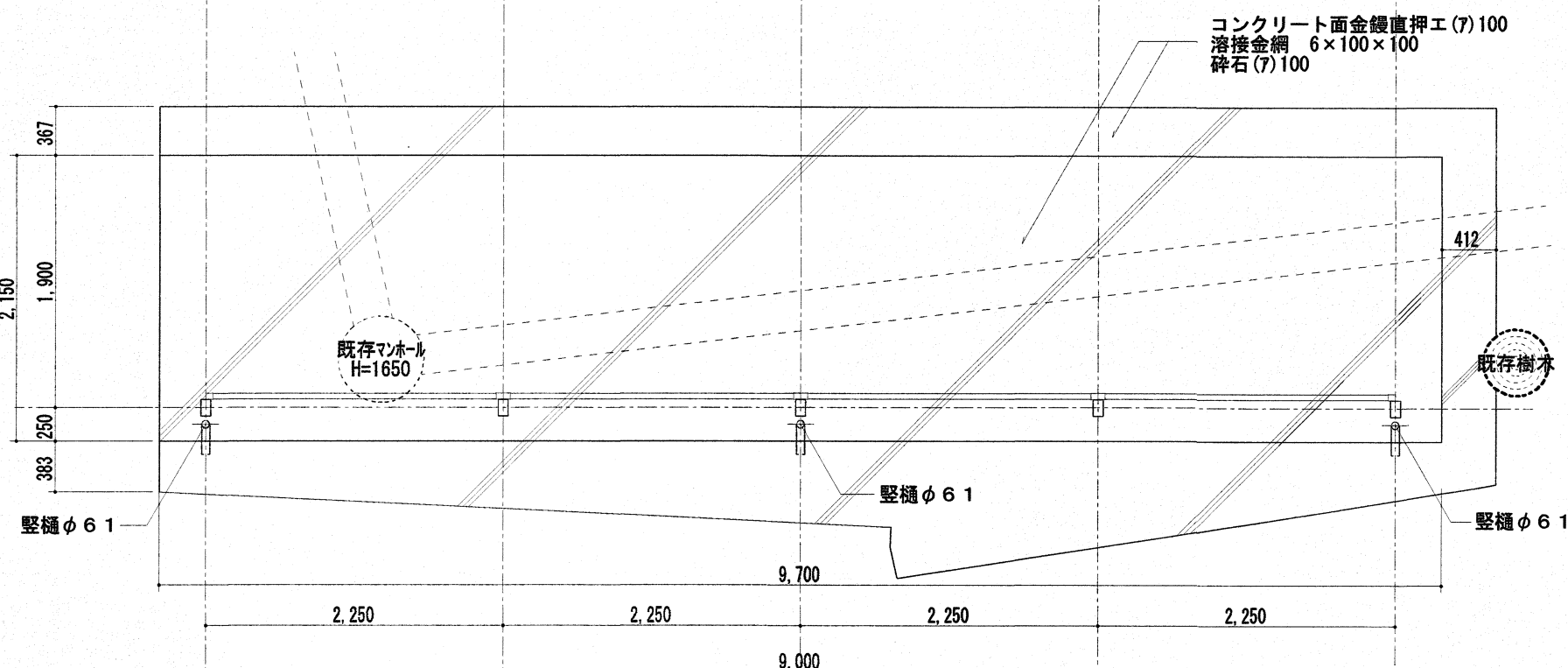
駐輪場求積図 S=1:100

駐輪場建築面積 1.0×9.298=9.298㎡
駐輪場床面積 2.0×9.298=18.596㎡

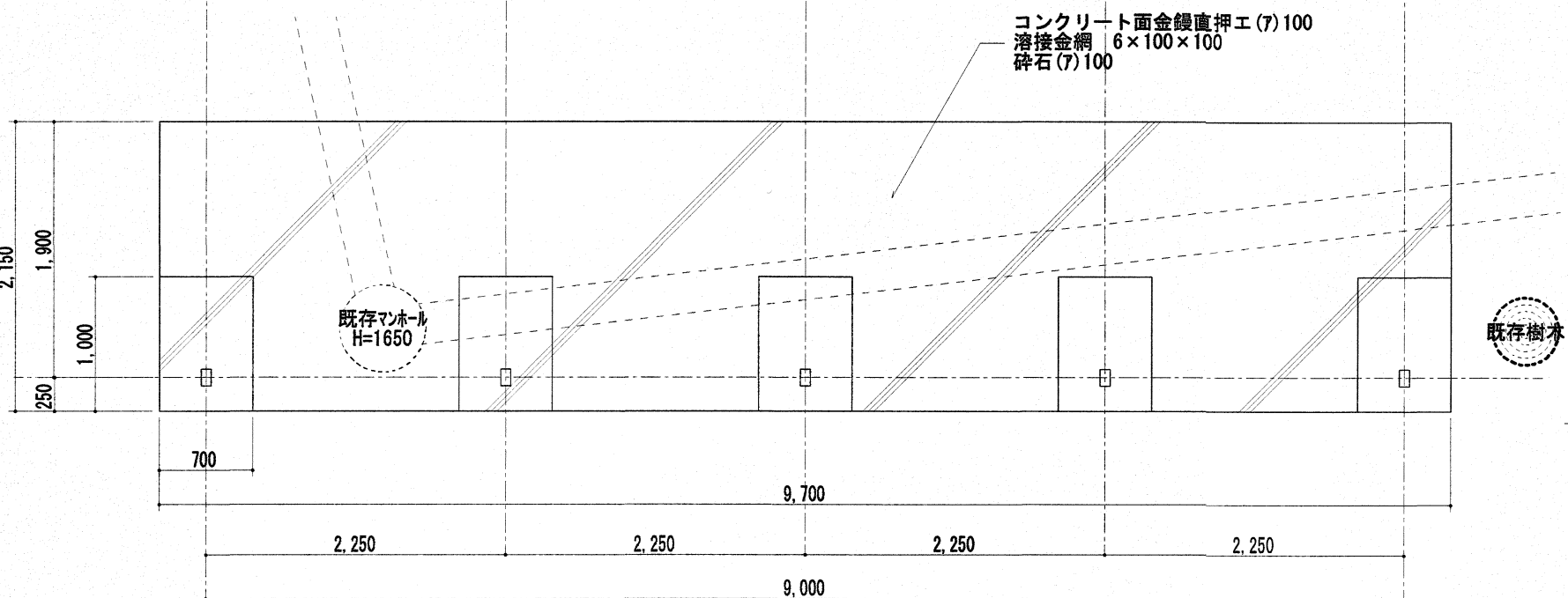
高知市 都市建設部 公共建築課				工 事 名		係	係 長	課長補佐	課 長	図面番号
				江ノ口小学校屋外駐輪場改築工事						A-03
				図 面 名 特記仕様書(3)・敷地案内図・配置図・改修工事概要 2026.07 縮 尺 1/100 1/500		作 図 年 月 日				



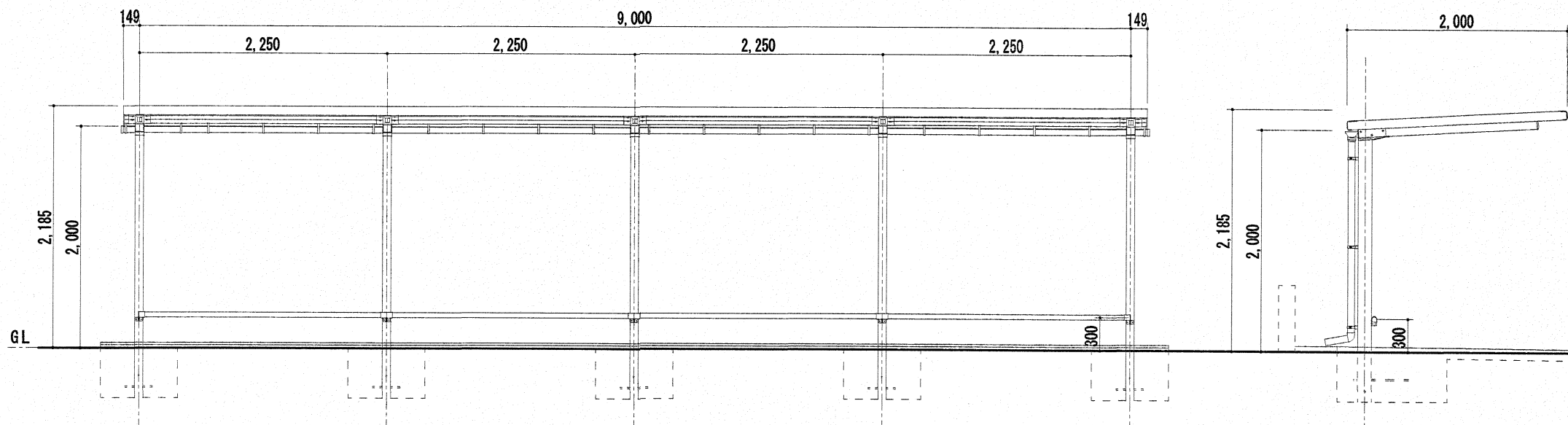
屋根伏図 S=1:50



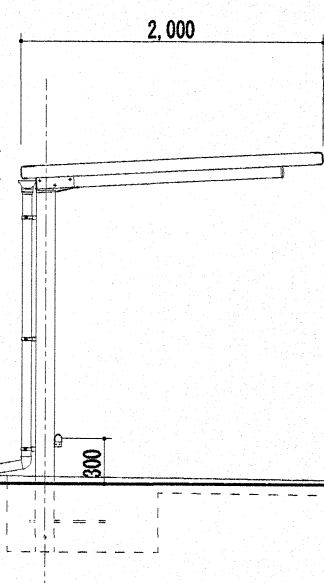
平面図 S=1:50



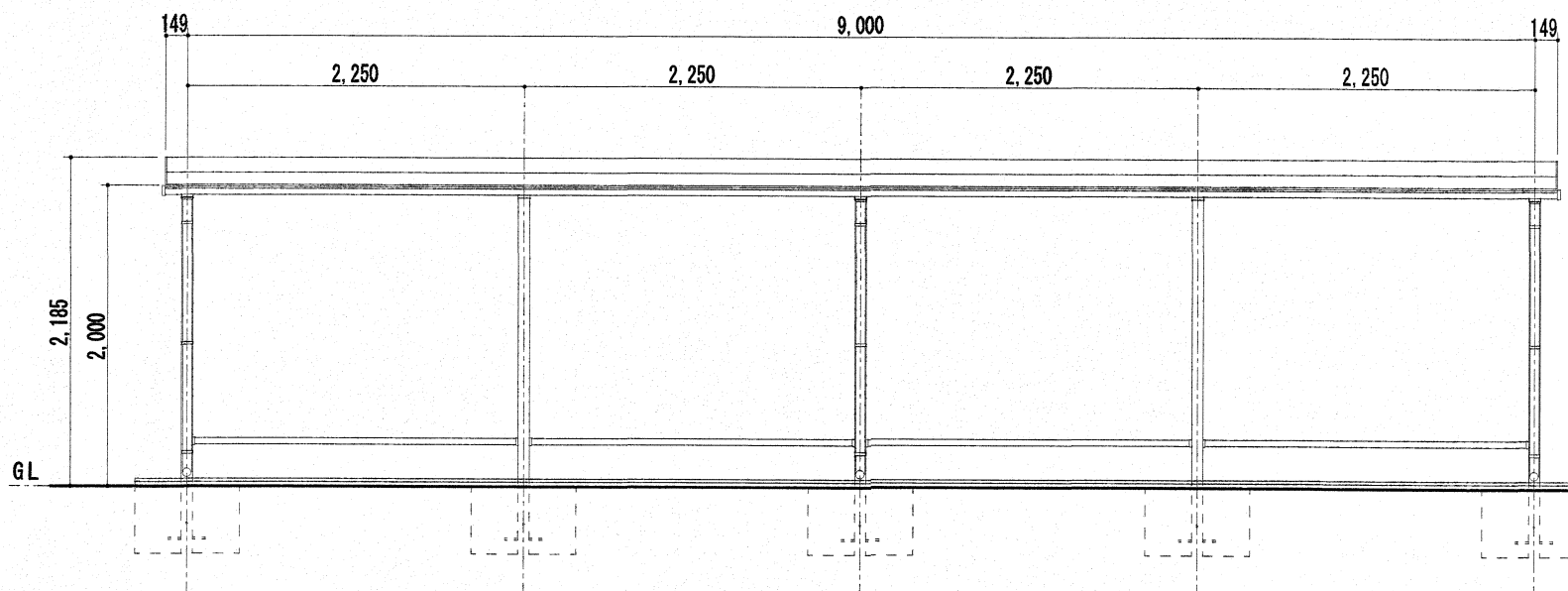
基礎伏図 S=1:50



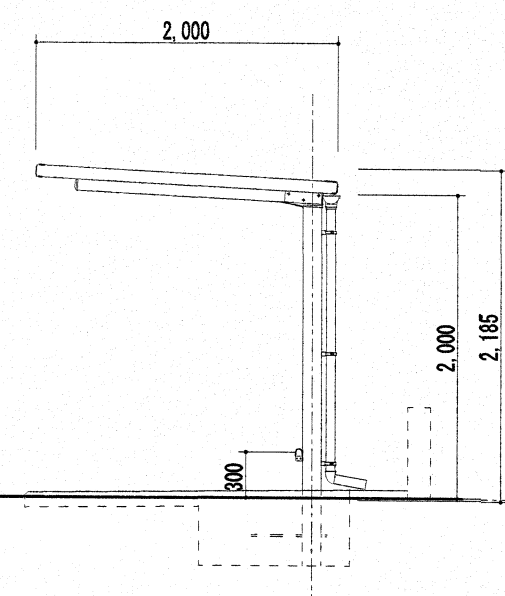
北立面図 S=1:50



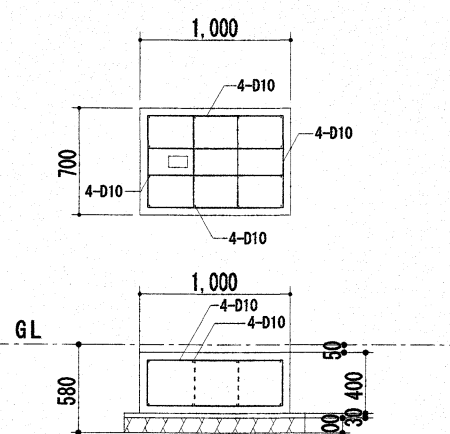
東立面図 S=1:50



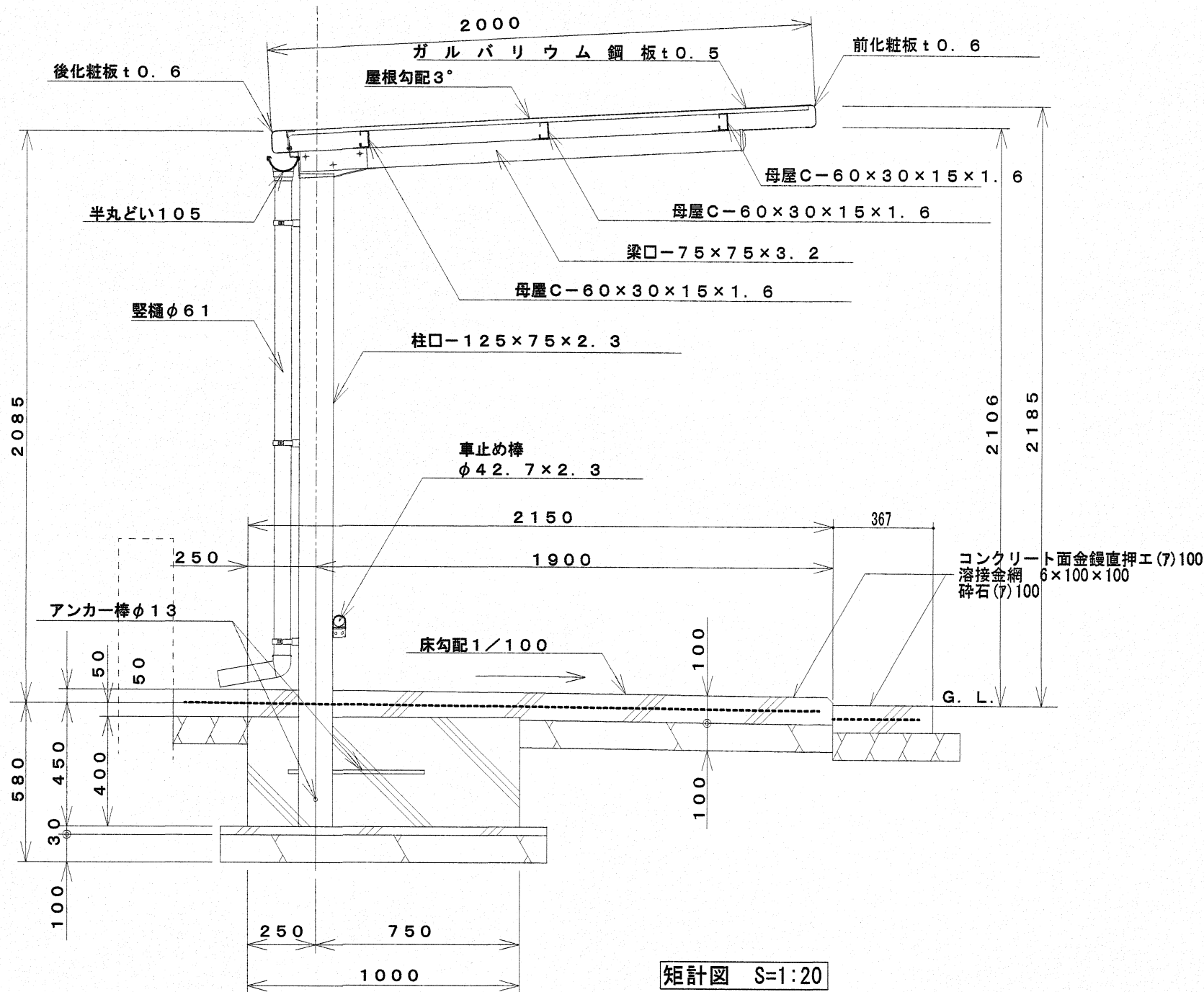
南立面図 S=1:50



西立面図 S=1:50



基礎配筋図 S=1:50



矩計図 S=1:20

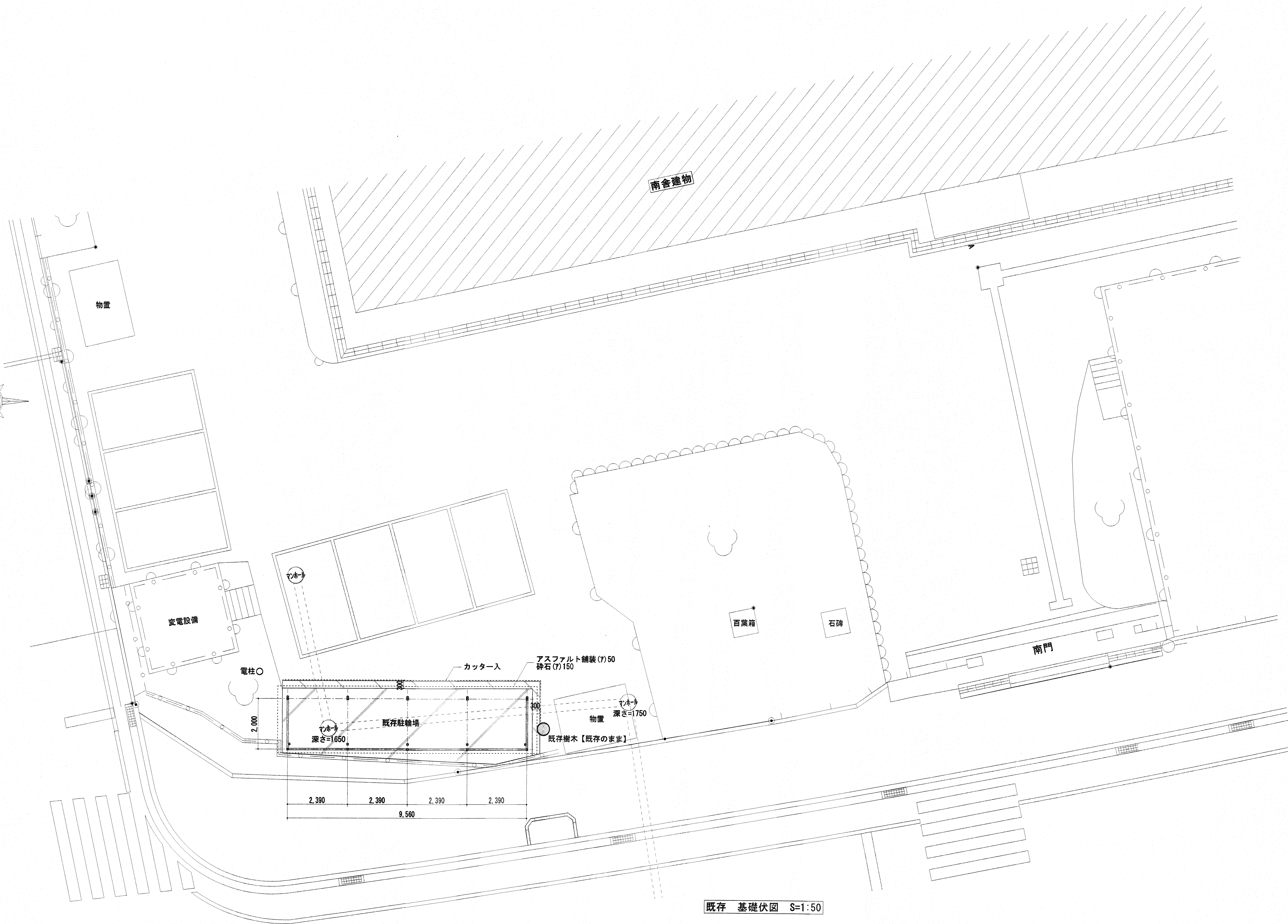
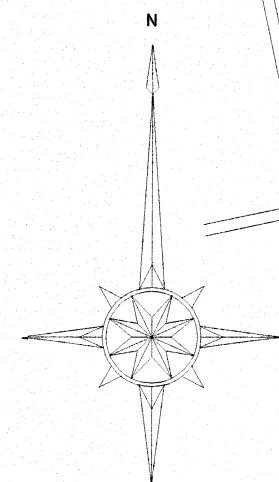
仕様大要 (本体)			
品名	サイズ	材質	仕上り
柱	□-125×75×2.3	高耐食溶融めっき角鋼管	ポリエステル系樹脂塗装
梁	□-75×75×3.2	"	"
車止め棒	φ42.7×2.3	亜鉛-アルミ-マグネシウム合金めっき鋼管	"
母屋	□-60×30×15×1.6	高耐食溶融めっき形鋼	"
化粧板	t0.6	"	"
屋根板	t0.5	ガルバリウム鋼板	"
半丸どい	105	塩化ビニール	"
縦樋	φ61	"	"

垂直積雪量45cm以下 長期地耐力30kN/m²
 地表面粗度区分Ⅲ以上 基準風速V<38m/s以上に対応とする
 基礎寸法及び上屋部材寸法、形状は製造所の仕様による

Architecture Planning Office
 株式会社井上建築設計工場
 一級建築士事務所 高知県知事登録第1282号 一級建築士大臣登録第243827号 井上 和重
 高知県高知市南町一丁目8番9号 PHONE 088-875-5142 FAX 088-920-4423

高知市都市建設部 公共建築課

工事名		係	係長	課長補佐	課長	図面番号
江ノ口小学校屋外駐輪場改築工事		川島	澤田	田中	松本	A-05
図面名		縮尺	1/50・1/20	作図	令和8年月	
新設 駐輪場図						



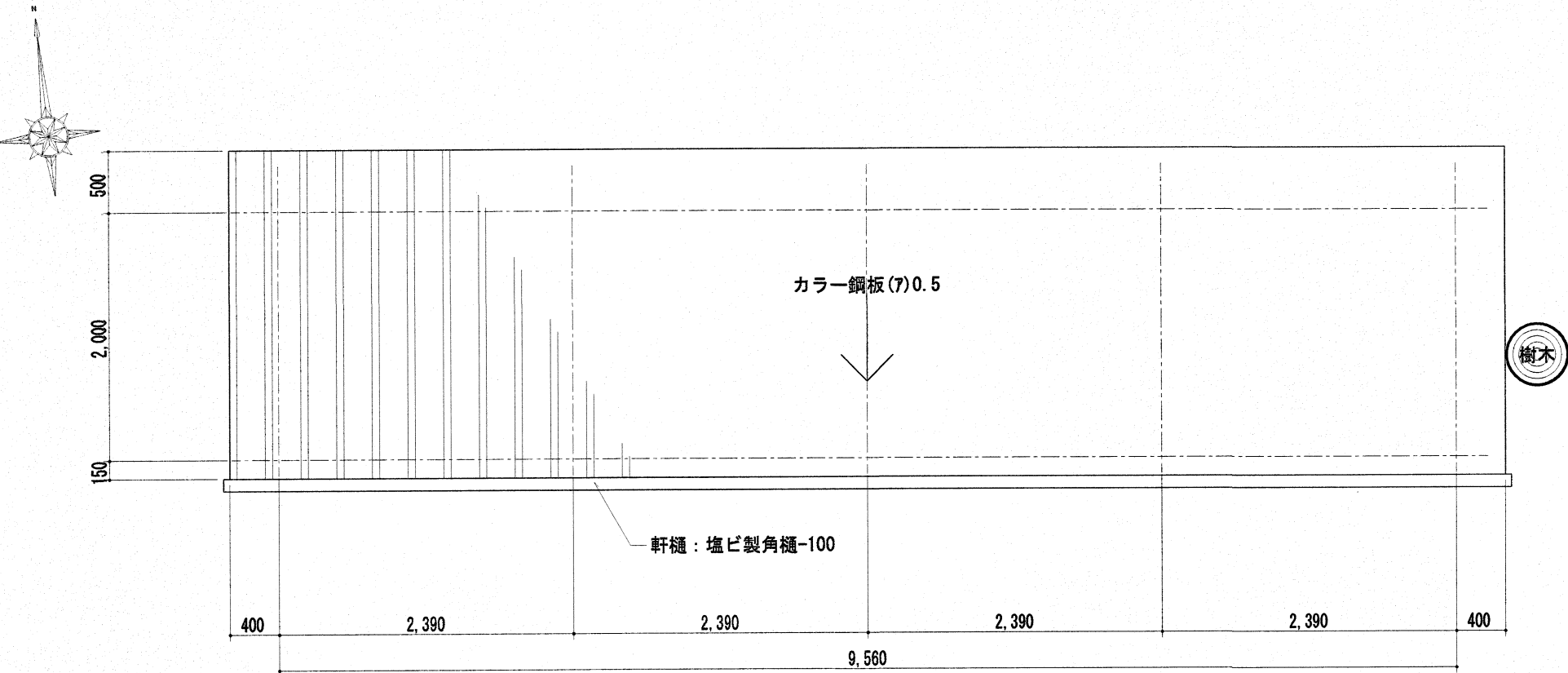
既存 基礎伏図 S=1:50

Architecture Planning Office
株式会社 井上建築設計工場
一級建築士事務所 高知県知事登録第1282号 一級建築士大臣登録第243827号 井上 和重
高知県高知市栗南町一丁目8番9号 PHONE 088-875-5142 FAX 088-820-4423

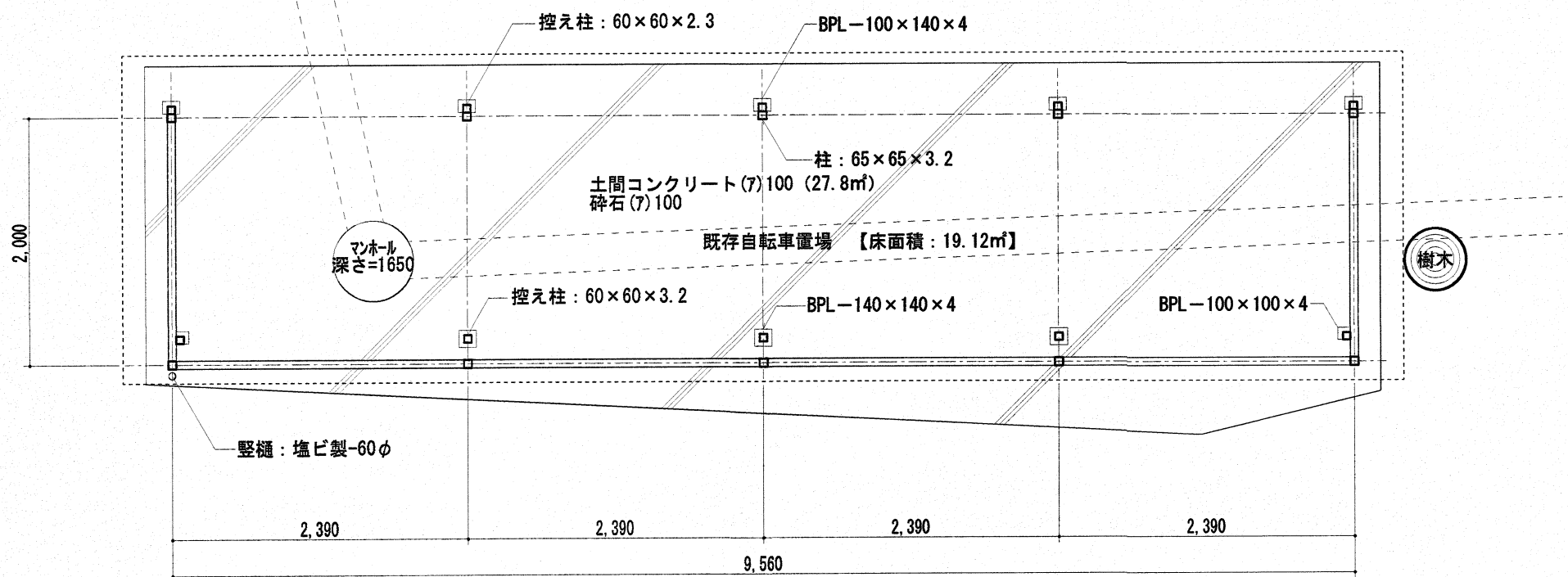
高知市都市建設部 公共建築課

工事名		係	係長	課長補佐	課長	図面番号
江ノ口小学校屋外駐輪場改築工事		川島	澤田	田中	森本	A-06
図面名		縮尺		作図		
既存 駐輪場 配置平面図(解体)		1/100		令和 8 年 月		

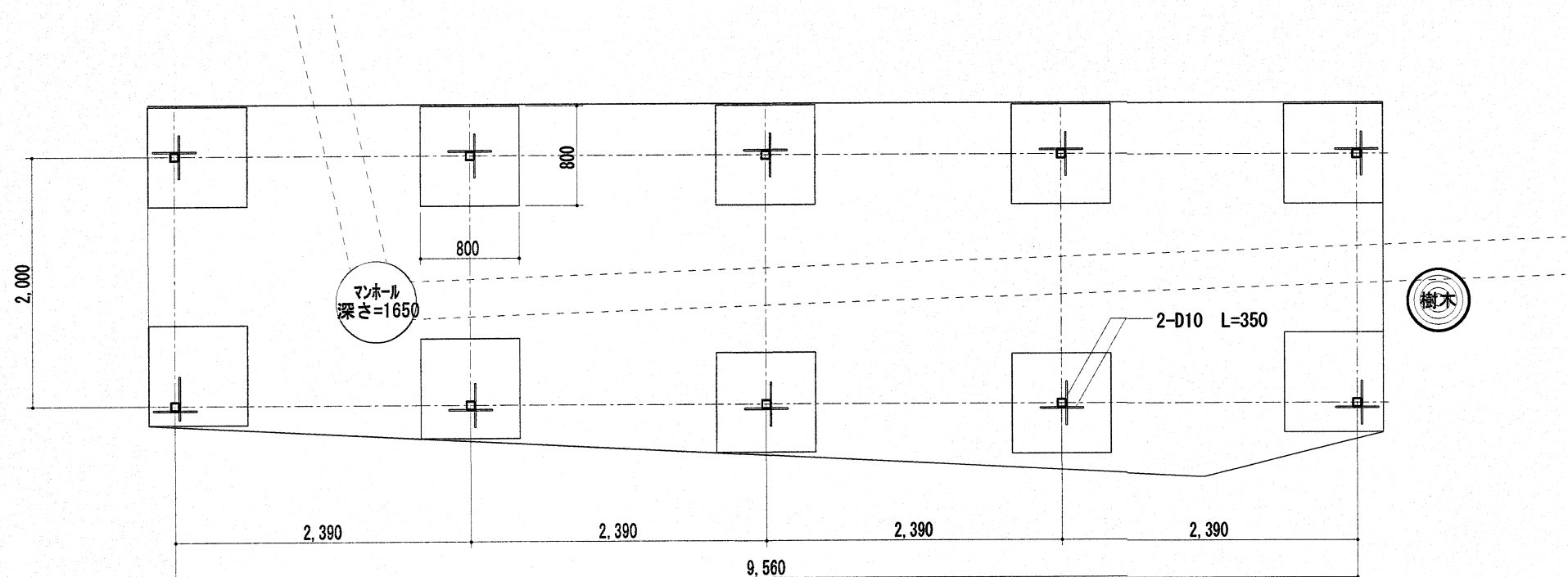
既存



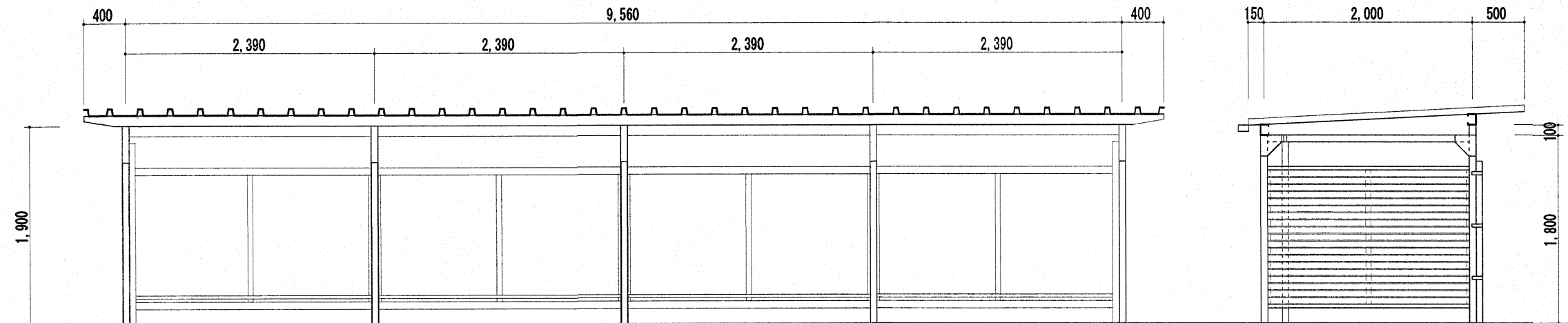
既存 屋根伏図 S=1:50



既存 平面図 S=1:50

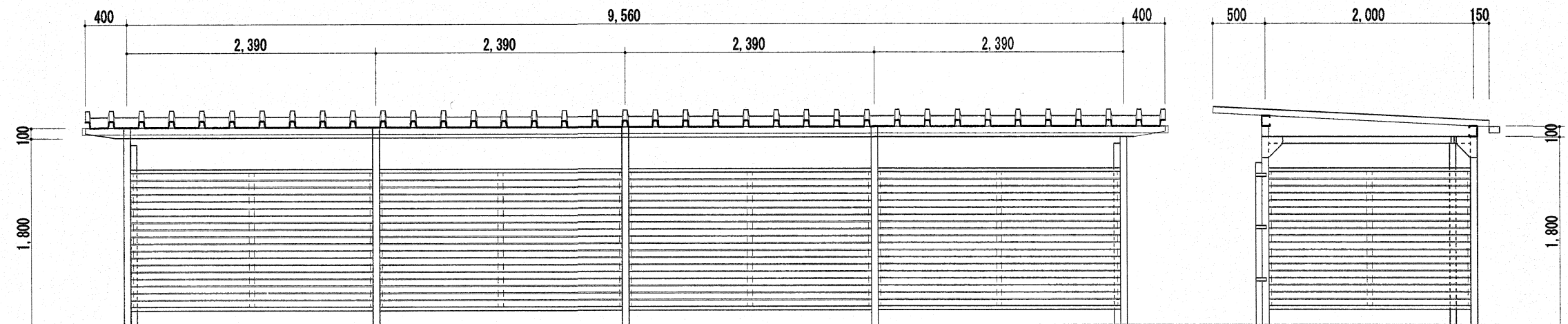


既存 基礎伏図 S=1:50



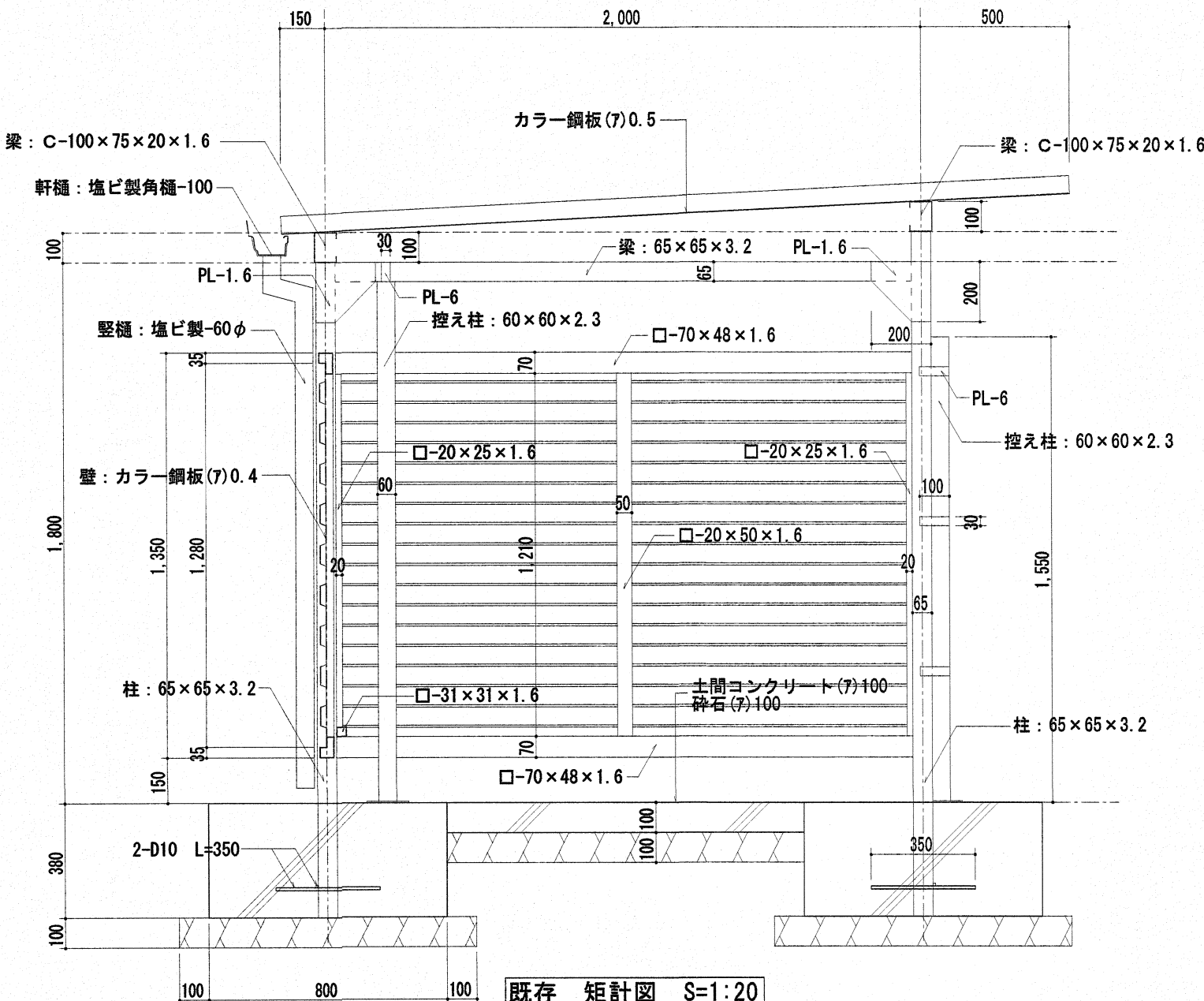
既存 北 立面図 S=1:50

既存 東 立面図 S=1:50



既存 南 立面図 S=1:50

既存 西 立面図 S=1:50



既存 矩計図 S=1:20

----- 仮囲い：ガードフェンス H=1800程度

※登校時は7：30～8：30を工事関係車両通行禁止とする。

